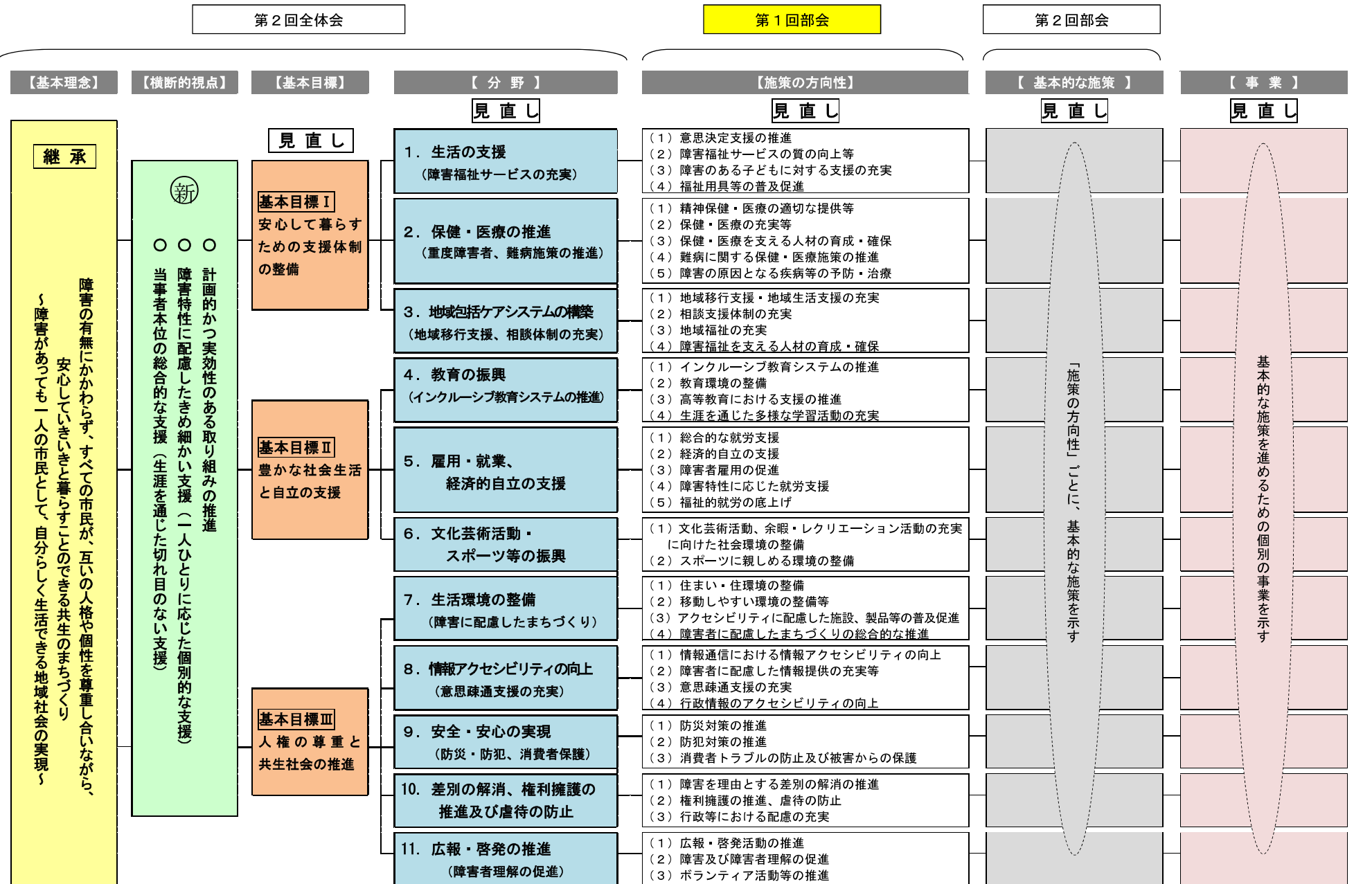


「(次期)北九州市障害者支援計画」の体系(案)

資料 2-2



※国の基本計画を元に設定

(次期) 北九州市障害者支援計画の第一部会の「基本目標」と「分野」

基本目標 I 安心して暮らすための支援体制の整備

障害のある人の日々の暮らしを支えるために、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で生活を支える体制づくりに取り組みます。

これにより、障害のある人が望む住み慣れた地域で、生涯を通じて、安心して暮らすことのできる社会を目指します。

安心して暮らすための支援

〔 対象となる分野 〕

1. 生活の支援（障害福祉サービスの充実）
2. 保健・医療の推進（重度障害者、難病施策の推進）
3. 地域包括ケアシステムの構築（地域移行支援、相談体制の充実）

(次期) 北九州市障害者支援計画の「施策の方向性」(案)

分野 1. 生活の支援(障害福祉サービスの充実)

1. 基本的な考え方

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。

2. 「(次期) 北九州市障害者支援計画」の「施策の方向性」(案)

(1) 「意思決定支援の推進」

障害者及び障害児の意思・意向が尊重されたうえで、地域社会において日常生活又は社会生活を営むことができるような支援と障害福祉サービスの支給決定等の取り組みを進めます。

(2) 「障害福祉サービスの質の向上」

障害程度の重度化、障害の重複化、障害者の高齢化並びに障害特性の多様化が進むなか、個々の障害者の多様化・高度化するニーズに対応できる質の高いきめ細かな福祉・介護サービスの提供を目指します。

(3) 「障害のある子どもに対する支援の充実」

子どもが健やかに成長するための支援の実現をめざし、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図ります。

(4) 「福祉用具等の普及促進」

障害者のより一層の社会参加を推進するため、福祉用具等の情報提供に努めるとともに、その役割などに関する広報啓発に努めます。

3. 現計画との比較、整理

現計画の「施策の方向性」のうち該当するもの

- ア「サービス利用計画の適切な実施」
基幹相談支援センター、高齢者・障害者相談コーナー、
相談支援事業者の資質向上
- イ「障害福祉サービスの提供等」
在宅サービスの質の向上、障害福祉サービスの充実
- ウ「基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立」
各区役所の高齢者・障害者相談コーナー等の機能強化、
相談業務に関わる職員に対する研修の充実
- エ「医療機関・障害児施設、保育所等の連携による支援」の一部
家族に対する総合的な支援、療育・保育関係機関の連携システムの構築、
- オ「福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備」の一部
福祉・教育の連携の仕組みづくり
発達障害に対応する特別支援教育の充実
- カ「地域の住まいの整備」の一部
障害福祉施設の再整備
- キ「外出支援の充実」の一部
移動支援の充実

今後、さらに力を入れていく取り組み

- [a] 障害福祉サービスの質の向上等
適切で質の高いサービス等を提供するための事業所指導や従事者等の
育成
- [b] 人材の育成・確保
ニーズに適切に対応するための従事者、職員等の人材の育成と確保
- [c] 障害のある子どもに対する支援の充実
障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応した支援の充実
- [d] 障害児支援の提供体制の整備等
児童発達支援センターの整備、保育所等訪問支援体制

【参考】次期計画の「施策の方向性」（案）に関連する事業

(1) 「意思決定支援の推進」

1	新たな障害者相談支援体制の構築【拡充】
2	高齢者・障害者相談コーナー充実事業
3	出張所における保健福祉相談事業
4	障害者福祉に係る専門的・技術的指導
5	市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修

(2) 「障害福祉サービスの質の向上」

22	日中一時支援事業（日帰りショートステイ事業）
36	生活介護
37	重度障害者訪問給食サービス事業
38	訪問入浴サービス事業
39	心身障害者扶養共済制度
40	重度心身障害者介護見舞金
48	自立訓練（機能訓練）
49	自立訓練（生活訓練）
53	市立障害者施設の運営
54	障害福祉施設整備
55	障害者・児ホームヘルパースキルアップ研修事業
57	ホームヘルプサービス事業
58	短期入所事業
64	施設入所支援
73	市立障害福祉施設の再整備【新規】
146	移動支援事業
166	精神障害者を対象とする福祉サービスの充実

(3) 「障害のある子どもに対する支援の充実」

14	おもちゃライブラリーの運営
15	障害児施設給付費
16	障害児施設の運営
17	民間障害児施設運営補助
20	発達障害者総合支援事業
23	障害児保育事業
24	障害児等療育支援事業
25	総合療育センター再整備検討事業
26	総合療育センター医療機器整備
34	障害児の長期休暇対策事業
35	放課後児童クラブの運営の充実
108	親子通園事業
169	発達障害者支援センターの機能の強化

(4) 「福祉用具等の普及促進」

45	補装具給付事業
46	日常生活用具給付等事業
75	介護実習・普及センターの運営

注) 番号は現行計画の事業番号

分野２．保健・医療の推進（重度障害者、難病施策の推進）

１．基本的な考え方

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

特に、医療ケアを必要とする重度障害者や、難病患者に関する施策を推進します。

２．「（次期）北九州市障害者支援計画」の「施策の方向性」（案）

（１）「精神保健・医療の適切な提供等」

社会が複雑化し、価値観や人間関係等が急激に変化する中、年々増加するうつ病などのストレス性疾患等に対応するため、こころの健康の推進に努めます。

（２）「保健・医療の充実等」

高齢化が進む中、障害の重度化・重複化の予防及びその対応に努めます。

（３）「保健・医療を支える人材の育成・確保」

保健・医療に従事する人材の育成・確保と共に、障害や障害者に関する正しい知識の普及を図る等、資質の向上に努めます。

（４）「難病に関する保健・医療施策の推進」

難病患者の在宅療養上の適切な支援を行うとともに、安定した療養生活に資する取り組みを進めます。

（５）「障害の原因となる疾病等の予防・治療」

障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療や健康保持・増進の推進を図るとともに、治療を必要とする子どもの早期発見・早期治療につなげる取り組みを進めます。

3. 現計画との比較、整理

現計画の「施策の方向性」のうち該当するもの

- エ「医療機関・障害児施設、保育所等の連携による支援」
早期発見の仕組みづくり、療育・保育関係機関の連携システムの構築、
各相談機関の連携による支援、資質の向上、総合療育センターの充実、
- ク「専門的な保健、医療による支援」
専門的な各種支援の充実、地域リハビリテーション支援体制の確立、
かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師（薬局）の定着推
進、障害のある人の健康づくりの推進
- オ「福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備」の一部
福祉・教育の連携の仕組みづくり
- ケ「精神障害のある人への地域生活の支援」の一部
精神保健福祉センターの機能強化、
精神疾患の予防と早期発見・早期対応、自殺対策

今後、さらに力を入れていく取り組み

- 〔e〕 障害者の保健・医療の充実等
医療的ケアが必要な障害児（者）に対する医療的バックアップ体制の充
実
- 〔f〕 障害の原因となる疾病の予防・治療
健康づくりや予防の支援
- 〔g〕 難病に関する施策の推進
難病に関する保健・医療施策の推進

【参考】次期計画の「施策の方向性」（案）における関連事業

（１）「精神保健・医療の適切な提供等」

63	療養介護
81	精神科緊急・救急医療体制整備事業
90	精神障害者保健福祉対策事業
96	夜間・休日精神医療相談事業【新規】
137	北九州市精神医療審査会

（２）「保健・医療の充実等」

11	自立支援医療（育成医療）（母子公費負担医療費助成および医療給付）
19	新生児聴覚検査事業
44	自立支援医療（更生医療、精神通院医療）
74	重度障害者医療費支給制度
77	中途視覚障害者緊急生活訓練事業
163	総合療育センター再整備事業
164	（仮称）総合療育センター西部分所整備事業

（３）「保健・医療を支える人材の育成・確保」

6	精神保健福祉に関する教育研修
20	発達障害者総合支援事業
76	身体障害者福祉法第１５条指定医師研修会
83	地域リハビリテーション支援体制の確立
84	かかりつけ医の普及啓発
85	かかりつけ歯科医の普及啓発
86	かかりつけ薬剤師等啓発事業
98	医療機関等啓発事業

（４）「難病に関する保健・医療施策の推進」

114	難病支援に関する情報提供
172	【新規】難病対策地域協議会の設置・運営
174	【新規】相談体制の充実

（５）「障害の原因となる疾病等の予防・治療」

18	乳幼児発達相談指導事業（わいわい子育て相談）
80	機能回復訓練事業
87	各種検診

注）番号は現行計画の事業番号

分野３．地域包括ケアシステムの構築（地域移行支援、相談体制の充実）

１．基本的な考え方

障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されるとともに、自らが望む身近な場所において日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けて、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

２．「（次期）北九州市障害者支援計画」の「施策の方向性」（案）

（１）「地域移行支援・地域生活支援の充実」

障害者が住みなれた地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、個人の多様なニーズに対応する地域生活の支援を推進します。

特に、精神障害者について、入院医療中心から地域生活中心に地域移行が促進されるような施策に取り組みます。

（２）「相談支援体制の充実」

障害者及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、障害や日常生活上の悩み、不安等について相談できる体制の構築に努めます。

（３）「地域福祉の充実」

障害者が社会の構成員として地域で共に生活することができるよう、地域福祉のまちづくりに取り組みます。

（４）「障害福祉を支える人材の育成・確保」

障害者の地域での生活を支える人材の育成と資質の向上を図ります。

3. 現計画との比較、整理

現計画の「施策の方向性」のうち該当するもの

ウ「基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立」

基幹相談支援センターの整備、各区役所の高齢者・障害者相談コーナー等の機能強化、相談業務に関わる職員に対する研修の充実、各種専門機関の連携強化、身近な相談者、ネットワーク体制の構築、コミュニケーション支援が必要な障害のある人達へ対応する相談員の配置
障害者スポーツの振興

コ「施設から地域生活への仕組みづくり」

宿泊体験事業の実施、地域生活へ移行後のフォローアップ体制等

イ「障害福祉サービスの提供等」の一部

障害福祉サービスの充実

カ「地域の住まいの整備」の一部

グループホーム・福祉ホーム等の充実、

キ「外出支援の充実」の一部

移動支援の充実

サ「発達障害のある人、難病の人等に対する支援」の一部

発達障害に対する自立に向けた取り組み、高次脳機能障害のある人への支援、難病の人への支援

今後、さらに力を入れていく取り組み

〔h〕地域包括ケアシステムの構築

お互いに支えあえる関係作りの促進

〔i〕「親亡き後」を見据えた支援体制の整備

地域生活支援拠点等の整備、

本人や家族を丸ごと受け止める相談・支援体制づくり

【参考】次期計画の「施策の方向性」（案）における関連事業

（１）「地域移行支援・地域生活支援の充実」

13	在宅心身障害児・者家庭訪問指導事業
60	地域相談支援事業
61	施設入所者の地域生活への移行
71	共同生活援助（グループホーム）
72	福祉ホーム事業
78	視聴覚障害者生活教室開催事業
79	障害者社会適応等訓練事業
93	薬物乱用対策事業
94	自殺対策事業
95	ひきこもり地域支援センター事業
97	触法障害者支援事業
165	退院後生活環境相談員の支援

（２）「相談支援体制の充実」

7	障害児者支援機関ネットワークの構築
10	北九州市障害者自立支援協議会の運営
104	障害者暮らしの相談ダイヤル「（仮称）障害者ほっ！とダイヤル」の設置

（３）「地域福祉の充実」

47	徘徊高齢者等ＳＯＳネットワークシステム
59	障害のあるホームレスの自立支援
62	いのちをつなぐネットワーク事業

（４）「障害福祉を支える人材の育成・確保」

8	ピアカウンセリング事業
9	身体・知的障害者相談員の配置
10	北九州市障害者自立支援協議会の運営
56	社会福祉施設従事者研修事業
100	発達障害支援者リーダー養成研修
102	発達障害児・者家族等支援事業
103	ペアレントメンターの養成
111	高次脳機能障害支援ネットワーク体制整備事業
112	難病団体補助事業
168	ピアサポーターによる相談支援

注）番号は現行計画の事業番号

生涯を通じ一貫した支援体制の構築

1 相談システムの構築

(a) 基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立

■ 目的達成状況について

a 完全に達成・終了したもの

b 具体的に取り組んでおり、今後も継続して推進するもの

c 本実施に向けた準備段階にあるもの

d 未着手のもの

事業番号	事業名	事業概要	平成28年度の実施状況	平成29年度の取組予定	目的達成状況	事業の方向性			数値目標達成状況及び現状分析、今後の課題	他の分野別計画との関連性	所管課
						目標年度		事業目標			
						～28年度	29年度				
1	新たな障害者相談支援体制の構築【拡充】	北九州市障害者地域生活支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターとして再整備を行い、出前相談を基本とした障害のある人の利便性に配慮した相談支援体制を構築します。	障害者基幹相談支援センターにおいて、よろず相談窓口として、家庭訪問を含む相談支援を実施しました。 相談件数：22,103件	引き続き、出前相談など丁寧な相談支援を行うとともに、関係機関との連携強化に努め、障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるように支援します。	b		○	平成26年度 設置箇所数 1箇所 相談件数 25,272件 平成29年度 設置箇所数 1箇所 相談件数 43,669件	個別サービスである計画相談支援の導入に伴い、基幹相談支援センターのみで対応していたものが減少したため、延べ相談件数は前年度よりやや減少していますが、広報活動の促進や、各種研修会を開催することで障害者基幹相談支援センターの知名度は高くなっており、順調に障害者及び家族等の悩みなどに対応することができています。今後も相談支援事業所を含めた他の相談機関との連携を強め、相談支援体制を充実させていく必要があります。	「元気発進！子どもプラン」	保健福祉局 障害者支援課
2	高齢者・障害者相談コーナー充実事業	高齢者・障害者相談コーナーの窓口職員のレベルアップを図るため、研修の充実を図るほか、福岡県主催の相談支援従事者研修に職員を派遣します。	初任者研修を5月に開催したほか、高齢者・障害者相談係長会議を定期的に開催。 初任者研修等参加者：85人 係長会議：7回	今後も、初任者研修等を実施する他、各区の相談業務に従事する職員を研修に派遣する等、障害者や高齢者に対し総合的な相談支援を行うことできる体制づくりの強化を図ります。	b		○	区役所窓口職員等の研修参加数 平成26年度 168人 平成29年度 289人	高度化・多様化する相談内容に対応できるように、窓口職員の一層の資質向上を図るため、初任者研修等、窓口職員への研修の充実を図っていく必要があります。 なお、現在のところ、県の相談支援従事者研修は、指定相談支援事業所に勤務する相談支援専門員等が対象となっています。	「元気発進！子どもプラン」	保健福祉局 障害福祉企画課
8	ピアカウンセリング事業	同じ障害や問題を抱える障害のある人が、仲間の立場から日常的に相談を受けることにより、精神的なサポート等を行います。	身体障害、精神障害、薬物依存、聴覚障害（先天性）、聴覚障害（後天性）、難病の6団体によるピアカウンセリングを実施しました。 平成27年12月より、聴覚障害（後天性）を追加。 相談件数：2,045件	継続して実施します。	b		○	継続実施	サービス等が多様化する中で、相談者への的確な情報提供が必要となってきます。		保健福祉局 障害者支援課
9	身体・知的障害者相談員の配置	障害のある人の地域活動を推進するため、身体・知的障害者の相談対応や必要な指導・援助の担い手となる身体・知的障害者相談員を配置します。	身体障害者相談員43名、知的障害者相談員34名を配置し、障害者の自立支援の相談に応じ、必要な助言・指導を行いました。	継続して実施します。	b		○	継続実施	身体障害者相談員が高齢化しており、要綱上の定員を満たすことが困難になっています。 様々な相談機関がある中で、その役割を明確にする必要があります。		保健福祉局 障害者支援課

3 充実した福祉サービスの提供

(b) 施設から地域生活への仕組みづくり

事業 番号	事業名	事業概要	平成２８年度の実施状況	平成２９年度の取組予定	目的 達成 状況	事業の方向性			数値目標達成状況及び現状分析、今後の 課題	他の分野別計 画との関連性	所管課
						目標年度		事業目標			
						～２８ 年度	２９年 度				
60	地域相談支援事業	障害のある人が住み慣れた地域を 拠点とし、本人の意向に即して、 充実した生活を送ることができる よう、関係機関が連携し、地域生 活への移行や地域生活を継続する ための支援を推進します。	指定一般相談支援事業者によって、施 設入所者や精神科病院入院患者に 対し、住宅確保など地域生活へ移行す るための活動等への相談支援を行う「地 域移行」、及び単身で生活する障害者 につき、常時の連絡体制を確保し、緊 急事態等に相談支援を行う「地域定着 支援」を実施しました。 地域移行支援：34人 地域定着支援：69人	自立支援協議会で開催する連絡会議や 研修会を通じて指定一般相談支援事 業者に対し、地域相談支援サービ スに関する知識と理解を深め、申請者 に対し十分なサービス提供ができる よう能力のレベルアップを図ります。	b		○	平成26年度 ・地域移行支援 利用人数 6人 ・地域定着支援 利用人数 30人 平成29年度 ・地域移行支援 利用人数 30人 ・地域定着支援 利用人数 100人	地域定着支援については、利用者 数が横ばいとなっていますが、地 域移行支援については年々増加傾 向にあり、精神科病院等での制度 の認知度が上がってきていると思 われます。 精神科病院からの地域移行におい て、指定一般相談支援事業者と精 神科病院の退院後生活環境相談員 とのさらなる連携が必要となっ てきます。		保健福祉局 障害者支援 課
62	いのちをつなぐネット ワーク事業	高齢者のみならず、支援を必要と している人が社会的に孤立するこ とのないよう、住民と行政の力を 結集し、地域における既存の見守 りの仕組みを結びつけ、網の目を 細かくすることによって、地域全 体で見守り、必要なサービスなど につなげていく取組みです。	各区担当係長（合計16名）は地域会合 に参加、出前主義による迅速な相談 対応に努め、地域での見守り活動 を支援しています。また、協力企 業・団体の拡大を図り、地域の 見守りネットワークの充実を 目指しています。	さらに、地域福祉ネットワークの網の 目を細かくしていくため、地域の 活動者・団体間、協力企業・団 体との連携促進を行います。	b		○	継続実施	引き続き、地域での会合への参加 や出前講演による啓発、地域団 体・民間企業等が参加するいのち をつなぐネットワーク推進会議を 開催し、全市的な取組みを推進 する必要があります。また、支援 が必要な人に関する地域からの個 別相談に対しては、区役所内部の 連携及び関係機関との協力により 、行政サービスにつないだり、地 域による見守り活動を支援する必 要があります。	北九州の地域 福祉2011 ～2020 第四次北九 州市高齢者 支援計画	保健福祉局 地域福祉推 進課

(e) 精神障害のある人への地域生活の支援

事業 番号	事業名	事業概要	平成２８年度の実施状況	平成２９年度の取組予定	目的 達成 状況	事業の方向性			数値目標達成状況及び現状分析、今後の 課題	他の分野別計 画との関連性	所管課	
						目標年度		事業目標				
						～２８ 年度	２９年 度					
95	ひきこもり地域支援セ ンター事業	「ひきこもり」の問題を抱えた当 事者や家族を支援するための相談 支援の場、居場所作り、「ひきこ もり」に関する情報発信の拠点、 関係機関の連携の拠点として、ひ きこもり地域支援センターを運営 します。	ひきこもり地域支援センターにおい て、当事者や家族の相談業務、フリー スペースを活用した当事者の居場所作 りを行いました。 相談延べ件数：1,975件	利用者のニーズを把握しながら、継続 して相談業務や居場所作り、家族の交 流に対する支援などを行います。	b		○	継続実施	比較的高い年齢で、長期間ひきこも りの状態の方については、社会復帰 を目指した支援がより困難な状況で あり、スモールステップで継続的な支 援が必要です。 また、相談者の中には、精神疾患や 発達障害があると疑われる方もおら れるため、医療機関や療育機関等へ つなぐことも必要です。	「元気発 進！子ども プラン」	保健福祉局 障害者支援 課	
96	夜間・休日精神医療相 談事業【新規】	夜間・休日の精神疾患急変時等に 相談できる窓口を設置し、精神障 害のある人や家族等の不安を軽減 することで地域生活を支援しま す。	順調に実施しています。 相談件数：1,684件	平成２９年度も継続実施します。	b			○	継続実施	相談件数が前年度に比べ300件ほど 増加した。平成29年度も引き続き 相談者のニーズに対応していく。		保健福祉局 障害者支援 課

3 充実した福祉サービスの提供

(e) 精神障害のある人への地域生活の支援

事業 番号	事業名	事業概要	平成２８年度の実施状況	平成２９年度の取組予定	目的 達成 状況	事業の方向性			数値目標達成状況及び現状分析、今後の 課題	他の分野別計 画との関連性	所管課
						目標年度		事業目標			
						～２８ 年度	２９年 度				
165	【新規】退院後生活環 境相談員の支援	精神科病院に設置される退院後生 活環境相談員と地域援助事業者と の合同研修を行い、相談技術の向 上と連携の促進を図ります。	多職種連携をテーマに合同研修を行 い、事例検討やグループワークに取り 組みました。 (全２回、延べ１４３名が参加)	研修内容を再検討し、東部地区と西部 地区の計２回実施予定。	b		○	継続実施	精神科病院に所属する看護師や作 業療法士等の多職種での合同研修 を企画していくこと、また、地域 の相談支援事業所の参加率を上昇 させていくことが課題です。		保健福祉局 障害者支援 課
168	【新規】ピアサポー ターによる相談支援	ピアサポーターが、精神科病院を 訪問し、入院中の精神障害者との 交流を通して退院に向けた支援を 行います。 また、ピアサポーターを相談支援 事業所へ派遣し、経験者の立場か ら入院中の精神障害者退院支援を 行います。	相談支援事業者等を対象とする研修会 にピアサポーターが参加し、活動内容 の周知を行いました。 精神科病院へ実際に出向き、長期入院 者への助言や付き添い支援を行いま した。	平成２９年度も継続実施していきま す。	b		○	継続実施	ピアサポーターを受け入れる精神 科病院が少ないため、ピアサポー ターによる相談支援を積極的にＰ Ｒしていく必要があります。		保健福祉局 障害者支援 課

4 発達障害等に対する取り組み

(a) 発達障害のある人、難病の人等に対する支援

事業 番号	事業名	事業概要	平成２８年度の実施状況	平成２９年度の取組予定	目的 達成 状況	事業の方向性			数値目標達成状況及び現状分析、今後の 課題	他の分野別計 画との関連性	所管課
						目標年度		事業目標			
						～２８ 年度	２９年 度				
20	発達障害者総合支援事業	発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、街頭啓発や研修・セミナーの実施、ライフステージごとの各種相談、困難事例の対応策を検討する「処遇検討会」の開催などを行います。また、「発達障害シンポジウム」の開催や、「発達障害者のためのサポートファイル」の周知・活用などを行います。	発達障害者支援センター箇所数 2箇所 相談支援件数（実人数） 929人 ・発達障害シンポジウム「発達障害児者の二次障害を考える」の開催（平成28年11月6日 参加者：318名） ・サポートファイルりあんの配布数 累計 2,425冊	引き続き発達障害者支援センターにおいて丁寧に相談事業にあたるほか、支援機関の職員の支援技術の向上を図るためのセミナー・研修の開催や啓発活動を行います。また、より利用し易いサポートファイルへ改善し、一層の普及につなげていきます。	b		○	平成26年度 発達障害者支援センター箇所数 2箇所 相談支援件数（実人数） 980件（人） 平成29年度 発達障害者支援センター箇所数 2箇所 相談支援件数（実人数） 1,200件（人）	相談実人数は前年度（1,011人）と比べ929人と概ね変動はなく、昨年度に引き続き多くの利用者の悩みや不安の解決につなげることができたと考えられるため、順調であると判断しました。	「元気発達！子どもプラン」	保健福祉局 障害者支援課
103	ペアレントメンターの養成【新規】	発達障害の子どもを持つ親を支援するため、発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親をペアレントメンターとして養成し、発達障害のある子どもの子育てに悩む親たちの精神的な支えとなったり、適切な機関へつないだりする活動を行います。	ペアレントメンターが、診断されて間もない時期の保護者を対象とした座談会や、子育てサポーターの研修会で、自らの子育て体験を語りました。 ペアレントメンターの活動回数 10回	発達障害の診断を受けて間もない時期の保護者を対象とした座談会等で、子育て体験談を話したり、情報提供を行ったりします。	b		○	継続実施	発達障害者支援センター「つばさ」のコーディネートのもと、活動の状況を見極めながら、内容や回数等を考慮して実施していく必要があります。		保健福祉局 障害者支援課